自動販売機設置事業者募集要項

群馬県では、県有施設に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1　目的

県有財産の有効活用を図りながら増収を図るとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

2　入札資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項各号に掲げられた者でないこと。

(2) 自己又は自己の法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(4) 法人にあっては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては群馬県内で事業を営んでいること。

(5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する３年以上の実績を有していること。

(6) 県税を滞納していないこと。

3　入札に付する事項等

(1) 自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借

(2) 貸付場所及び面積

物件番号	財産名称	所　在　地	貸付箇所	位置図	貸付面積
1	板倉高等学校校舎の一部	邑楽郡板倉町板倉２４０６－２	生徒昇降口（１階） ※２台分	位置図①	2.80㎡（本体用） （1.40ｍ×1.00ｍ×２台） 1.44㎡（回収ボックス用） （1.20ｍ×0.60ｍ×２台）
2	板倉高等学校敷地の一部	邑楽郡板倉町板倉２４０６－２	管理棟体育館連絡通路（屋外） ※１台分	位置図②	1.40㎡（本体用） （1.40ｍ×1.00ｍ×１台） 0.72（回収ボックス用） （1.20ｍ×0.60ｍ×１台）

※１　貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※２　回収ボックスの設置方法および使用済み容器の回収方法の詳細については、落札者間で協議のうえ決定する。

(3) 貸付期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで（更新なし）

(4) 入札は、１物件ごとに行う。

(5) 参考データ（施設の概要、令和６年１月現在）

①生徒・職員（令和６年度予定数）　　２３３人（生徒２０５人、職員２８人）

②休業日（令和５年度）

ア　国民の祝日に関する法律の定める休日

イ　土曜日及び日曜日

ウ　学年始め休業日　　４月　１日から　４月　７日

エ　夏季休業日　　　　７月２３日から　８月３１日

オ　冬季休業日　　　１２月２５日から　１月　７日

カ　学年末休業日　　　３月２５日から　３月３１日

キ　群馬県民の日　　１０月２８日

③売上実績（令和４年度）

設置場所	設置台数	売上本数
生徒昇降口１階（北側）	1	７，２５３本
生徒昇降口１階（南側）	1	７，８６４本
管理棟体育館通路（屋外）	1	３，２４２本

※売上本数は、現設置事業者の申告によるものです。（缶・ペットボトルの合計）

※令和４年度以前の売上実績を確認したい場合は、本要項９　問い合わせ先に連絡して下さい。

４　入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 申込方法

提出期間内に、必要な書類を提出場所に直接持参又は郵送により提出するものとし、電報、ファックス、電話、電子メールその他の方法による受付は行わない。

(2) 申込期間

①持参する場合

申込受付期間：令和６年１月１６日（火）から令和６年１月２５日（木）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第１６号）第１条に規定する休日を除く。）の午前９時から午後４時３０分までの間（ただし、正午から午後１時までの間を除く。）

提　出　場　所：邑楽郡板倉町板倉２４０６－２
群馬県立板倉高等学校　事務室
電話：０２７６－８２－１２５８

②郵送の場合

申込受付期間：令和６年１月１６日(火)から令和６年１月２５日(木)
午後４時３０分必着

送　　付　　先：〒３７４－０１３２
邑楽郡板倉町板倉２４０６－２
群馬県立板倉高等学校　事務室

※１　書留郵便により送付すること。

※２　申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられないので注意すること。

(3) 提出書類（提出部数各１部）

	提出書類	法人	個人	会計局会計管理課の入札資格認定を受けている者は省略可
①	入札参加申請書	○	○	
②	身分証明（市町村発行のもの）		○	省略可
③	誓約書	○	○	
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○		省略可
⑤	確定申告書（写）		○	省略可
⑥	印鑑証明書	○	○	省略可
⑦	群馬県税の完納証明書	○	○	省略可
⑧	設置する自動販売機のカタログ	○	○	

※②、④、⑥、⑦については、発行後３か月以内の原本とする。

5　質問書及び回答について

(1) 受付期間及び提出方法

①持参する場合

受付期間：令和６年１月１６日（火）から１月２２日（月）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第１６号）第１条に規定する休日を除く日の午前９時から午後４時３０分までの間（ただし、正午から午後１時までの間を除く。）

提出場所：邑楽郡板倉町板倉２４０６－２
群馬県立板倉高等学校　事務室
電話：０２７６－８２－１２５８

②郵送の場合

受付期間：令和６年１月１６日（火）から令和６年１月２２日（月）
午後４時３０分必着

送 付 先：〒３７４－０１３２
邑楽郡板倉町板倉２４０６－２
群馬県立板倉高等学校　事務室

※　書留郵便により送付すること。

(2) 質問者への回答

質問者に対し電子メールで個別に回答する。また、全ての質問事項及び回答をまとめ、令和６年１月２６日（金）までに板倉高等学校のホームページに掲載する。

6　入札参加資格の確認等

上記４ (3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和６年１月３０日（火）までに、申請者あて結果を通知する。

なお、参加資格のある者に対しては、入札書及び入札参加にあたっての留意事項を送付する。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

７　入札及び開札の日時及び場所

（1）日時

令和６年２月６日（火）午前１０時００分　物件番号順に順次開札する。

（2）場所

邑楽郡板倉町板倉２４０６－２
群馬県立板倉高等学校　事務室
電話：０２７６－８２－１２５８

８　契約

落札者決定後、令和６年２月１３日（火）までに、落札した者と県有財産賃貸借契約書を締結する。

９　問い合わせ先

郵便番号　３７４－０１３２
群馬県邑楽郡板倉町板倉２４０６－２
群馬県立板倉高等学校　事務室
ＴＥＬ：０２７６－８２－１２５８
ＦＡＸ：０２７６－８２－４３４１
E-mail ：ge-itakura@pref.gunma.lg.jp

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。